平成２４年（フ）第３６７０号
大阪府吹田市五月が丘南14番13号
債務者　安本　　守
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７１２号
大阪市中央区南船場１丁目３番30―903号
債務者　八木美乃里
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２２１号
大阪市平野区長吉長原東３丁目２番５―805号、前住所大阪市平野区長吉長原３丁目15番16―603号
債務者　中尾　美和
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３４２号
大阪府枚方市招提南町３丁目19番６―207号
債務者　首藤　正幸
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５５７号
大阪府東大阪市岩田町６丁目６番１―503号　プレジデント東大阪
債務者　石川　　文（旧姓岸田）
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５６４号
大阪府吹田市垂水町１丁目15番33―402号
債務者　水本　理沙
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６１９号
大阪市平野区西脇３丁目１番20―307号
債務者　村上　崇宜
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６４１号
大阪府吹田市藤白台１丁目２番Ｂ27―402号、住民票上の住所京都府亀岡市東別院町湯谷浦山34番地137
債務者　木谷　　**隆**
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６５１号
大阪府門真市月出町５番30号　シャトー戸田202号
債務者　栗野　淑枝
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６９３号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田４丁目15番19―507号
債務者　田中　照幸
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６９６号
大阪府高槻市牧田町３番６―404号
債務者　原園　道郎
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７６８号
大阪府高槻市城西町５番３号
債務者　杉本　清子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７７９号
大阪市平野区平野南３丁目２番１号
債務者　満留ゆう子（旧姓大石）
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７８０号
大阪市住吉区大領３丁目２番36号　大阪府立障がい者自立センター322号、前住所大阪府門真市向島町12番12号　パレス向島203号
債務者　松川幸一郎
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７８５号
大阪府守口市金田町６丁目12番６号
債務者　岡田　康弘
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０号
香川県高松市太田上町1122番地３
債務者　雁藤　敬文
1　決定年月日時　平成24年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２２７号
長崎県長崎市平山町351番地１サウスタウン雄飛102、住民票上の住所長崎県長崎市末石町370番地８
債務者　嶋　　秀樹
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係